

2022年5月11日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社 代表者名 取締役社長 平 喜一 (コード番号 1898 東証プライム) 問合せ先 総務人事部長 江藤研一 T E L 03-6672-9245

株主提案に関する書面の受領および当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年6月23日開催予定の第73回定時株主総会における議題について株主提案を行う旨の2022年4月22日付書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名:INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPおよび株式会社ストラテジックキャピタル

Ⅱ. 本株主提案の内容

- 1. 議題
 - (1) 剰余金の処分の件
 - (2) 自己株式の消却に係る定款変更の件
 - (3) 自己株式の消却の件
 - (4) 相談役の廃止に係る定款変更の件
 - (5) 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当 記載を原文のまま掲載したものであります。

Ⅲ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

「提案1. 剰余金の処分の件」

(1) 当社取締役会の意見 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しております。このため、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。2021年5月に策定・公表した長期ビジョン「2030年のあるべき姿」においては、2030年度の目標として「自己資本500億円」「自己資本比率50%」「ROE10%」等を重要業績評価指標(KPI)に掲げており、キャッシュ・フローの配分に関しては、総還元性向50%以上を維持しつつ、その余のフリーキャッシュ・フローについては、長期ビジョンの到達イメージを意識しながら、さらなる株主還元、財務体質強化、追加的投資の実施など、経営判断により、都度、バランスを見極め、最善の配分を行う計画といたしております。

また、利益の配分につきましては、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な株主還元の実施に努めることを基本方針としており、2022年3月期を初年度とする「中期経営計画(2021-2023年度)」においては、前年まで「総還元性向30%程度」を目安としてきた株主還元についての考え方を、「配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした安定的・継続的な株主還元」とあらため、さらなる株主還元の充実に取り組んでいるところであります。

これらの方針に基づき、2022年6月開催予定の定時株主総会における会社提案の「剰余金の処分の件」については、2022年3月期の期末配当金を1株当たり30円(配当性向35.4%)とさせていただく予定です。

また、「中期経営計画(2018-2020年度)」期間中の経営成績や財政状態の改善状況等を勘案し、2021年度中に総額25億円の自己株式の取得を実施いたしましたので、2022年3月期の総還元性向については109.6%となる予定です。

なお、本日(2022年5月11日に)公表いたしました通り、上記の方針等に基づき、中長期的な株主還元の拡充および資本効率の向上を目的として、2022年度中に総額8億円または120万株を上限とする自己株式の取得およびこれにより取得する全ての自己株式の消却を予定いたしております。

一方で、配当性向 100%を継続的に実現するよう株主還元の方針を転換し、2022 年 3 月期における当期純利益の全額を配当することを内容とする株主提案については、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性についても顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の中長期的な利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがいまして、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

[ご参考]

2022 年 3 月末現在の財政状態に関しては、本日公表の「2022 年 3 月期決算短信」に添付の連結貸借対照表に記載のとおり、現預金残高は 128 億円、有利子負債残高は 70 億円、現預金残高から有利子負債残高を控除した額(以下「ネットキャッシュ」という) は 58 億円であり、提案株主が提案の理由に記載された現預金 149 億円、有利子負債 51 億円およびネットキャッシュ 98 億円とは相当額の乖離が生じております。

「提案2. 自己株式の消却に係る定款変更の件」

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社では、自己株式の保有・消却については、機動的に検討を行なう必要がある資本 政策の一つであり、中長期的な経営戦略を勘案しながら、会社法の定めに従い、取締役 会で判断すべきものであると考えております。

したがいまして、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

なお、当社では、提案株主が提案の理由において指摘されるような希薄化の懸念が緩和されるよう、自己株式の保有継続・消却に関する方針として、「譲渡制限付株式報酬制度のほか、将来の事業基盤強化や機動的な資本政策への活用、単元未満株式の売渡請求等の利用目的を勘案し、発行済株式総数の概ね3%を上限として保有を継続することとし、それを超える部分については、原則として消却を進める」旨を定めており、この方針に基づき、2022年4月27日開催の取締役会において自己株式200万株の消却を決定し、公表いたしております。

「提案3. 自己株式の消却の件」

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社では、自己株式の保有継続・消却に関する方針として、発行済株式総数の概ね3%を上限として保有を継続することとし、それを超える部分については、原則として消却を進める旨を定めております。

したがいまして、提案株主が提案の理由において指摘される希薄化の懸念については 限定的であり、また、譲渡制限付株式報酬に関しては、自己株式の処分(自己株式を保 有していない場合は新株の発行)により、毎年7月に交付を予定していることからも、 本議案で提案された保有する自己株式全てを消却することについては適切ではないと 判断いたします。

なお、自己株式を事業基盤強化や機動的な資本政策に活用する場合には、中長期的な企業価値、株主価値の向上に資するか否かを慎重に検討したうえで、実行してまいります。

「提案4. 相談役の廃止に係る定款変更の件」

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社では、役員経験者に対し、必要に応じて相談役を委嘱しております。その役割は、 社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うほか、当社事業の円滑な運営に資す る社外活動に従事することにあり、取締役会の求めに応じて相談役を置くことができる 現在の仕組みについては、当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

また、経済産業省が策定した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、社長等経験者を相談役等として置く場合、その人数や役割等を公表することが期待されているところ、当社では、適時開示により相談役等への就任予定を公表するほか、該当がある場合は、東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンス報告書において、社長等経験者である相談役等の氏名、業務内容、報酬の有無および委嘱のプロセス等を公表する方針といたしており、透明性の確保に努めております。

なお、相談役は取締役会等に出席することはなく、当社の経営の意思決定に関与することは一切ありません。また、当社の取締役会は、独立社外取締役が3分の1以上を構成し、相談役が意思決定に不当な影響を与えるリスクを排除する環境が確保されていることもあわせまして、相談役を置くことについて、ガバナンス上の懸念はないものと考えております。

したがいまして、本議案で提案された定款変更については不要であると判断いたしま す。

[ご参考]

提案株主が、提案の理由として「本年6月に相談役就任が予定されている者は、当社の独占禁止法違反を防止できなかった人物であり、相談役として不適任である」旨を内容とする記載をされておりますが、同氏は、工事入札における独占禁止法違反行為が発覚した際には業界に先駆け課徴金減免申請(リニエンシー)の経営判断を行なうなど、コンプライアンスに対して高い見識を有する人物でもあり、相談役として経営にご助力いただくことにより、当社の企業価値向上に貢献いただけるものと考えております。

「提案5. 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件」

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社では、必要に応じて相談役を置く場合、報酬については、指名・報酬委員会の諮問を経ることにより客観性を確保したうえで、その役割に応じた適切な報酬額を設定するものといたしております。また、個人の報酬額に関してはプライバシー保護の観点からも、具体的な金額の開示は制限されるべきであると考えております。

したがいまして、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

以上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1. 剰余金の処分の件
- 2. 自己株式の消却に係る定款変更の件
- 3. 自己株式の消却の件
- 4. 相談役の廃止に係る定款変更の件
- 5. 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

第2 提案の内容

以下の2、4及び5の議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、株式会社ストラテジックキャピタルのプレスリリースを参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

86円から、第73回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普通株式1株当たり配当金額(以下「会社提案配当金額」という。)を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第73回1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額(以下「実績EPS」という。)が86円と異なる場合は冒頭の86円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第73回定時株 主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第73回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第73回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 自己株式の消却に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第42条 当会社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式 の消却(消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。)を行うことが できる。

3. 自己株式の消却の件

議案2が承認可決されることを条件として、当会社が保有する自己株式の全てを消却する。

4. 相談役の廃止に係る定款変更の件

現行の定款第28条を削除し、28条以下の番号を1つずつ繰り上げる。

5. 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

議案4が否決されることを条件として、現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 相談役の個別報酬の開示

(相談役の個別報酬開示)

第43条 当会社は、相談役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

第3 提案の理由

1. 剰余金の処分の件

当社は2021年5月に発表した長期ビジョン及び中期経営計画(以下「本計画」という。)において、2031年3月末の自己資本比率を50%、ROEを10%にする数値目標を開示している。

しかし、本計画においては、同時に株主還元について「総還元性向50%」とされており、 当該株主還元の方針に従って弊社が試算を行ったところ、2031年3月末には自己資本比率 は63.2%まで上昇し、ROEは8.2%に低下すると推定される。すなわち、本計画にて 示された株主還元の方針は、当社の自己資本を積み上げ、ROEを低下させるものであり、株 主価値の向上にはつながらない。なお、このように本計画における株主還元方針に従うと、本 計画における自己資本比率の目標値を超過する一方で、ROEの目標値は達成できない点につ いては、代表取締役社長を含む当社経営陣が自ら認めるところである。

2021年12月末現在の当社の自己資本比率が53.7%、自己資本が392億円と、当社が既に盤石な財務基盤を有していることを鑑みれば、自己資本を増加させてもROEの低下を招くだけである。従って、余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。そして、今後の中長期的な資本政策として、配当性向100%を継続的に採用するべきである。

なお、当社は、2021年12月末現在で、現預金約149億円を保有しており、有利子負債は約51億円に過ぎない。現預金から有利子負債を控除した額(以下「ネットキャッシュ」という。)は約98億円であり、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、当社のネットキャッシュ及び自己資本の水準は変わらず、当社の財務状態は良好なままである。

2. 自己株式の消却に係る定款変更の件

当社は2022年3月末現在で、約299万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の7.4%に相当する。当社のM&A取引等の際にその対価として自己株式を使用することを想定している可能性はあるものの、当社の財務状況を考慮すれば、自己株式ではなく有利子負債を活用することが株主価値の向上につながると考えられる。

また、当社が自己株式の保有を継続しているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株 式の希薄化が行われ得るということを意味している。

以上からすると、自己株式の消却は、当社の株主価値の向上に資するものである。しかしながら、当社取締役会は、これまで自己株式消却の決定を行ってこなかったことから、提案株主は、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を提案するものである。

3. 自己株式の消却の件

議案2の理由のとおり、自己株式消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案2の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有する自己株式すべてを消却することを提案するものである。

4. 相談役の廃止に係る定款変更の件

当社には、現任の相談役が存在しないものの、社長及び会長経験者であり、2022年4月1日時点で取締役会長である佐藤俊明氏(以下「佐藤氏」という。)が同年6月下旬から相談役に就任すると開示している。相談役・顧問制度については、経済産業省の策定した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(平成30年9月28日改訂)」(以下「CGS指針」という。)47頁以降において問題点が指摘され、その後この制度を廃止する上場企業が続出したところである。

当社は相談役の役割を「長年経営に携わってきた経験・知見等に基づき、会社の求めに応じて助言を行うこと」であると抽象的に説明しているのみであり、佐藤氏を相談役として雇用し、報酬を支払うことの合理性については全く説明されていない。

また、佐藤氏は2012年から2019年まで当社の代表取締役社長を務めていながら、当社が2011年から2015年にかけて行った6件の独占禁止法違反行為を未然に防止することができなかったばかりか、2015年に公正取引委員会が立入検査を行うまで当社による度重なる独占禁止法違反行為を察知できなかった人物である。

それどころか、佐藤氏を含む当社の取締役及び元取締役の4名に対して当社への損害賠償を求めた株主代表訴訟において、東京地方裁判所は、当社が2011年から2015年にかけて行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)に違

反する行為の存在を、佐藤氏が遅くとも2011年3月以降は認識していながらこれを黙認したと認定しており、佐藤氏について取締役としての善管注意義務違反を認め、当社に対する17億3227万円の損害賠償の支払いを命じている(以下「本判決」という。)。提案株主は、経営トップでありながら6件もの独占禁止法違反行為を看過し、あるいはこれを黙認していたと本判決で認定された人物については、会社に対して有益な助言を行うことを期待するのではなく、むしろその影響力を排除することが当社の中長期的な株主価値の向上に資すると考える。以上のように、影響力を排除すべき人物が相談役に就任しうるという事態が生じないようにするためにも、当社は、合理性の認められない相談役制度そのものを廃止することでコーポレートガバナンスの充実を図るべきである。

5. 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

本議案は、議案4が否決された場合、2022年6月下旬に佐藤氏の相談役就任が予定されていることを踏まえ、佐藤氏の2023年3月期以降の相談役としての個別報酬を開示することを企図した提案である。

そもそも、会社法は取締役に対して支給する報酬総額の決定に株主総会の決議を要すると定めるとともに、取締役の個別報酬の決定方針を取締役会で決定することを義務づけ、取締役に対する報酬に関するガバナンスの整備を要請している。それにもかかわらず、取締役の退任後に相談役に就任し、漫然と相談役としての報酬を支給する行為は、会社法の趣旨に背くものである。

さらに、佐藤氏は、独占禁止法違反行為の発覚及びこれに伴う公正取引委員会からの排除措置命令を受けて、代表取締役社長であった2016年10月から2016年12月にかけて報酬月額の30%を自主返上している。CGS指針51頁において、相談役の報酬は役員報酬の「後払い的要素」があると指摘されているところ、役員報酬の後払いとして佐藤氏に相談役としての報酬を支給するのであれば、代表取締役時代の報酬の返上は、独占禁止法に違反する行為に対する制裁としての意味がなくなり、また、今後の再発防止の抑止力としての機能も失われてしまう。

また、本判決によれば佐藤氏は独占禁止法違反行為に対する責任が認められ、当社に対して 17億3227万円の賠償金の支払い義務を負う。しかし、当社取締役会はこれまで佐藤氏に 対して十分な責任追及を行ってこなかっただけでなく、本判決を経てもなお同氏の相談役への 就任の方針を撤回していない。これらに鑑みれば、当社取締役会または指名・報酬委員会と佐藤氏の間には不健全な馴れ合いの関係が生じていることが強く懸念され、佐藤氏の相談役としての報酬の決定に際してガバナンスが働くことは到底期待できない。

以上の懸念を払拭するためには、当社は、相談役の報酬を個別開示することで、相談役として受け取る報酬が妥当なものであることを示すべきである。